

■地籍調査のお知らせ!!

令和3年度は、下記の対象地区で地籍調査を行います。

地籍調査に従事する業者は、腕章を着用し、身分証明書も携帯しておりますので、ご理解ご協力ください。

地籍調査で確認する境界とは？

土地の境界は、大きく分けて、「^{ひっかい}筆界」と「^{しよゆうけんかい}所有権界」の2種類に分類されます。筆界は不動産登記法に基づく公的な境界であり、所有権界は土地の所有権の範囲を画する私的な境界です。

地籍調査では、「^{ひっかい}筆界」を確認させていただきます。

○現地調査の立会【土地の境界を現地で確認】

- ▶対象地区：北河内字本村、西の地字志和岐谷
※土地所有者の皆様には、個別に案内通知を送付いたします。
- ▶作業期間：令和3年10月上旬～令和4年2月下旬（予定）
- ▶作業内容：公図などの資料をもとに隣接する土地所有者と立会していただき、両者合意の上で確認した境界に杭を設置します。

※現地調査の立会前に道路等の事前調査のため役場職員、測量業者が皆様方の土地に立入る場合があります。ご了承ください。



○地籍調査結果の閲覧【測量結果等を確認】

- ▶対象地区：東由岐字由宇
※土地所有者の皆様には、個別に案内通知を送付させていただきます。地籍調査結果を確認していただきました。
- ▶閲覧期間：令和3年8月20日（金）～9月8日（水）※実施済

※万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、申し出ることができ、必要に応じて修正が行われます。

※ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な成果となります。



— 地籍調査！（あなたの土地を再確認）子や孫に悔いを残さず杭残そう！—
皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

役場建設課「地籍調査担当」 ☎ 77 - 3618